

国民年金からのお知らせ

免除申請の手続きはお早めに！

国民年金の第一号被保険者は、自分で保険料を納めなければなりません。

しかし、長い加入期間中には、けがや病気、失業などの理由で保険料を納めることが困難なときも

あります。そのようなときは、本人の申請によって保険料が全額免除される申請免除に、半額免除制度が新たに設けられ、所得額により全額免除ができない場合には、半額免除の選択も可能となります。

今年度限り、免除される期間が14年4月から15年6月までの15カ月間となり、以後は7月から6月までの一年周期となる予定です。なお、昨年に引き続いて今年度も継続して免除を希望される方も

忘れないで手続きをしてください。

(印鑑を持参ください。)

保険料免除の認定基準が改正され、本人および配偶者・世帯主の所得が基準とされました。

一人でも無申告の場合には申請できなくなります。

学生特例の範囲が拡大

学生の納付特例制度は、学生本人の収入の有無により審査され、多くの方に利用されています。

4月からは学生・生徒の適用範囲が拡大され、夜間部、定時制および通信制課程に在学する学生なども特例の対象となりました。

納付特例の適用は、申請月の前月から翌3月までとなりますので、今年度ご希望の方は、至急お申し

国保税 Q&A

Q 4月に国保に加入する届け出をしましたが、納付書が来ないのですが？

A、白石市では今年度の税額が決まるまで暫定賦課ということで、前年度の税額の3/8の額を1/3

3期(4~6月)に納めていただき、8月に税額が確定した後、暫定賦課分(1~3期)の保険税額を減じた額を4期(8月)以降の納期で納めていただいております。

5月は国民健康保険税普通徴収第2期の納期です。
◎税務課国民健康保険税係
☎22-11313

出ください。

また、学生などで新たに20歳になられた方で希望される場合には、その都度申請してください。

申請手続きには、印鑑、学生証または在学証明書(コピー可)をご持参ください。

保険料は口座振替で！

国民年金の保険料は、毎月確実に納めていくことが大切です。

納め忘れしないようにするため、金融機関の口座から自動的に保険料が引き落とされる「口座振替制度」を利用すると大変便利で確実です。(郵便局も利用できます。)

希望される場合は、金融機関の窓口で直接手続きをしてください。

※通帳の印鑑が必要です。

◎市民課国民年金相談係
☎22-11312

民生委員・児童委員 変更のお知らせ

平成14年2月7日付けで、本郷第一担当の民生委員・児童委員が次のように変更になりましたので、お知らせいたします。

◎変更前 宮城 敬士氏
◎変更後 佐藤 善信氏

(字寺屋敷前72-19)
☎25-4660

介護保険料 質問箱

Q、65歳になると介護保険料の納め方が変わると聞いたのですが、どのようになるのですか？

A、65歳になられた方の介護保険料は、誕生日の属する月から一人づつ個別に納めていただくこととなります。加入されている医療保険(国民健康保険・社会保険など)からは、介護保険料は徴収されなくなります。

精神障害者の各種申請 窓口の変更について

平成14年4月から次の申請窓口が仙南保健福祉事務所から、白石市健康センター(健康推進課)に変更になりました。

●精神障害者保健福祉手帳の申請
必要書類

・申請書
・診断書(精神障害によって年金を受け取られている方は、年金証書及び年金支払い通知書)
・照会同意書

・精神保健福祉手帳(更新の場合)
●通院医療費公費負担の申請
必要書類 ・申請書・診断書
◎健康推進課 ☎22-11362

労働保険料の申告・納付は5月20日までに

5月は介護保険料普通徴収第2期の納期です。
◎税務課介護保険料係
☎22-11313

労働保険(労災保険と雇用保険)の保険料は年度当初に概算で申告・納付し、翌年度当初に精算するとともに、新年度の概算保険料の納付を行うこととなっています。申告・納付手続きは、4月1日から5月20日までの間に行わなければならないので、忘れずに手続きをしてください。
◎宮城労働局労働保険徴収課
☎022-2299-8842

